

## 前払金、中間前払金の拡充について

武蔵野市では、公共工事の円滑な施工確保を目的とし、昨今の経済状況を踏まえ、工事請負業者の資金調達の円滑化を図るため前払金、中間前払金の拡充を行います。

### ■ 拡充内容

前払金、中間前払金の対象工事について拡充し、限度額についても引き上げを行います。

#### 【前払金対象工事】

	現 行	改 正 後
請負金額	300 万円超	<u>130 万円超</u>
工期	30 日以上	<u>制限なし</u>
割合	契約金額の 4 割	現行のまま
限度額	1 億円	<u>2 億円</u>

#### 【中間前払金対象工事】

	現 行	改 正 後
請負金額	300 万円超	<u>130 万円超</u>
工期	60 日以上	<u>制限なし</u>
割合	契約金額の 2 割	現行のまま
限度額	5 千万円	<u>1 億円</u>

### ■ 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に締結した契約について適用します。

### ■ 注意点

前払金の請求には、保証事業会社と保証契約を締結する必要があります。

〈お問い合わせ〉

財務部管財課契約係

TEL 0422-60-1817(直通)